

堺市消費生活条例施行規則（平成 22 年規則第 12 号） 新旧対照条文（案）

現 行	改正案
<p>(新設)</p> <p>(庶務)</p> <p>第 7 条 審議会（<u>委員会</u>を含む。次条において同じ。）の庶務は、センターにおいて行う。</p>	<p><u>(部会)</u></p> <p><u>第 6 条の 2 専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 部会は、審議会委員のうちから会長が指名する委員で組織する。</u></p> <p><u>3 第 4 条、第 5 条第 1 号及び第 2 号並びに前条第 2 項から第 4 項までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあり、及び「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第 7 条 審議会（<u>委員会及び部会</u>を含む。次条において同じ。）の庶務は、センターにおいて行う。</p>

消費生活条例における消費生活審議会に関する規定について

(※あっせん・調停に関する手続(条例41条)は省略)

	消費生活審議会(本会議)	苦情処理委員会(部会①)	その他部会(部会②)
(1)設置 及び 所掌	<p>【条例12条】 市民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項を調査し、及び審議するため、堺市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>【条例13条1項】 審議会は、市長の諮問を受けて、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。</p> <p>(1) 消費者基本計画の策定又は変更に関すること。</p> <p>(2) 第44条第1項の規定による訴訟に対する援助の適否に関すること。</p> <p>(3) 第28条第2項の規定による情報の提供及び第47条第1項の規定による公表の適否に関すること。</p> <p>【条例13条2項】 審議会は、第41条第1項の規定によるあっせん及び調停を行うものとする。</p> <p>【条例13条3項】 審議会は、消費生活に関し重要と認められる事項について調査し、及び審議し、市長に意見を具申することができる。</p>	<p>【条例15条1項】 次に掲げる事項を所掌するため、審議会に苦情処理委員会を置く。</p> <p>(1) 第41条第1項に規定するあっせん又は調停に関すること。</p> <p>(2) 第44条第1項の規定による訴訟に対する援助の適否に関すること。</p>	<p>【規則6条の2第1項】 <u>専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。</u></p>

	消費生活審議会（本会議）	苦情処理委員会（部会①）	その他部会（部会②）
(2)組織	<p>【条例 14 条 1 項】 審議会は、委員 14 人以内で組織する。</p> <p>【条例 14 条 2 項】 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者 (2) 市議会議員 (3) 消費者 (4) 消費者団体から選出された者 (5) 事業者 (6) 事業者団体から選出された者 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める者</p> <p>【条例 14 条 3 項】 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>【条例 14 条 4 項】 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>【条例 15 条 2 項】 苦情処理委員会の委員は、審議会の委員のうちから審議会の会長が指名する。</p> <p>【規則 6 条 1 項】 苦情処理委員会（以下「委員会」という。）は、事件ごとに、審議会委員のうちから会長が指名する委員 5 人以内で組織する。</p>	<p>【規則 6 条の 2 第 2 項】 部会は、審議会委員のうちから会長が指名する委員で組織する。</p>
(3)会長・副会長	<p>【条例 14 条 5 項】 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。</p> <p>【規則 3 条 1 項】 堺市消費生活審議会（以下「審議会」という。）の会長及び副会長は、委員の互選により定める。</p> <p>【規則 3 条 2 項】</p>	<p>【規則 6 条 2 項】 委員会に委員長を置き、委員会を構成する委員の互選により定める。</p> <p>【規則 6 条 3 項】 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会の会議の経過及び結果を審議会に報告する。</p>	<p>【規則 6 条の 2 第 3 項】 第 4 条、第 5 条第 1 号及び第 2 号並びに前条第 2 項から第 4 項までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあり、及び「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</p>

	消費生活審議会（本会議）	苦情処理委員会（部会①）	その他部会（部会②）
	<p>会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。</p> <p>【規則 3 条 3 項】</p> <p>副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>	<p>【規則 6 条 4 項】</p> <p>委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。</p>	
(4)会議	<p>【規則 4 条 1 項】</p> <p>審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>【規則 4 条 2 項】</p> <p>審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>【規則 4 条 3 項】</p> <p>審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>【規則 6 条 5 項】</p> <p>前 2 条の規定は、委員会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。</p> <p>【条例 15 条 3 項】</p> <p>審議会は、第 1 項の規定により苦情処理委員会の所掌とした事項については、苦情処理委員会の決議をもって審議会の決議とすることができる。</p>	<p>【規則 6 条の 2 第 3 項】</p> <p><u>第 4 条、第 5 条第 1 号及び第 2 号並びに前条第 2 項から第 4 項までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあり、及び「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</u></p>
(5)関係者 出席	<p>【規則 5 条】</p> <p>会長は、必要があると認めるときは、次に掲げる者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(1) 調査又は審議に係る事項に関係を有する者</p> <p>(2) 調査又は審議に係る事項について専門的な知識を有する者</p> <p>(3) あっせん又は調停に付された紛争に関係を</p>	<p>【規則 6 条 5 項】</p> <p>前 2 条の規定は、委員会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。</p>	<p>【規則 6 条の 2 第 3 項】</p> <p><u>第 4 条、第 5 条第 1 号及び第 2 号並びに前条第 2 項から第 4 項までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあり、及び「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</u></p>

	消費生活審議会（本会議）	苦情処理委員会（部会①）	その他部会（部会②）
	<p>有する者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者</p>		
(6)その他	<p>【規則7条】</p> <p>審議会（<u>委員会及び部会</u>を含む。次条において同じ。）の庶務は、センターにおいて行う。</p> <p>【規則8条】</p> <p>この章に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>	<p>【規則7条】</p> <p>審議会（<u>委員会及び部会</u>を含む。次条において同じ。）の庶務は、センターにおいて行う。</p> <p>【規則8条】</p> <p>この章に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>	<p>【規則7条】</p> <p>審議会（<u>委員会及び部会</u>を含む。次条において同じ。）の庶務は、センターにおいて行う。</p> <p>【規則8条】</p> <p>この章に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>